

第6部 特殊災害対策計画

第1章 計画の目的

本計画は、地震災害及び風水害以外の自然災害や大規模な事故等に関する対策について、特殊災害対策として定めるものです。

特殊災害対策として、第2章に火山災害対策、第3章に油流出等海上災害対策、第4章に大規模火災対策、第5章に林野火災対策を示します。

なお、特殊災害については、その性質上、本町単独での対応が難しいことも予想されるため、町は、国、県、警察、その他関係機関等と連携を図りながら対応します。

第2章 火山災害対策

第1節 計画の概要

富士山又は箱根山等が噴火したときは、町内では、噴出物や降灰等による負傷者の発生や農作物の被害、土石流、河川のはん濫などの被害が発生する可能性が考えられます。

町は、災害予防対策として、住民への防災知識の普及を図るとともに、火山災害が発生または発生するおそれがあるときに、情報の収集及び住民への情報の伝達、避難の実施等の応急対策を実施します。

第2節 噴火警報等の種類・噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

さらに、降灰予報として、噴煙の高さが概ね火口上3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合を発令基準として、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域に対して発令します。

火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎週金曜日
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

噴火警戒レベル表

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) ↓ (略称) 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	レベル 4 (避難準備)		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まってきている)。	
	噴火警報 (火口周辺) ↓ (略称) 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し 離れた所までの 火口周辺	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口内等	レベル 1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベル未導入の火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)* ↓ (略称) 噴火警報	居住地域又は山麓 及びそれより 火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 (居住地域嚴重警戒**)	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺) ↓ (略称) 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い 範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ) 程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し 離れた所までの 火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ) 程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ)。

*居住地域が不明確なときは「噴火警報 (山麓)」

**居住地域が不明確なときは「山麓嚴重警戒」と記載。

富士山の噴火警戒レベル

平成 19 年 12 月 1 日 導入

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<p>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。</p> <p><宝永（1707年）噴火の事例> 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推積</p> <p><その他の噴火事例> 貞観噴火（864～865年）：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</p> <p>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。</p> <p><宝永（1707年）噴火の事例> 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ</p>
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<p>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。</p> <p><宝永（1707年）噴火の事例> 12月14日まで（噴火開始数日前）：山麓で有感となる地震が増加</p>
火口周辺警報	火口から居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<p>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。</p> <p><宝永（1707年）噴火の事例> 12月3日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった。</p>
	火口周辺	2 (規制) (火口周辺)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<p>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。</p> <p><過去事例> 該当する記録なし</p>
噴火予報	火口内等	1 (留意) (活火山で)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1) ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が予想される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火災防災協議会作成）で示された範囲を指す。

箱根山の噴火警戒レベル

平成 21 年 3 月 31 日導入

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 <過去事例> 3000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 <過去事例> 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <過去事例> 有史以降の事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <過去事例> 2001年6～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	1 (活火山に留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。 ●一時的な地震の増加。 <過去事例> 2006年9～11月：一時的な地震の増加 1966年6～7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

第3節 防災知識の普及

防災知識の普及として、町は住民に対して、降灰による影響などに関する知識の普及に努めます。

〈降灰による影響〉

- ・火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険を及ぼすことはないが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど、健康被害の恐れがある。
- ・屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、徐灰するか堅牢な建物への避難が必要になる。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まる。
- ・堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、状況によってはその影響が広い範囲に及ぶ。
- ・降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まる。
- ・河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まる。

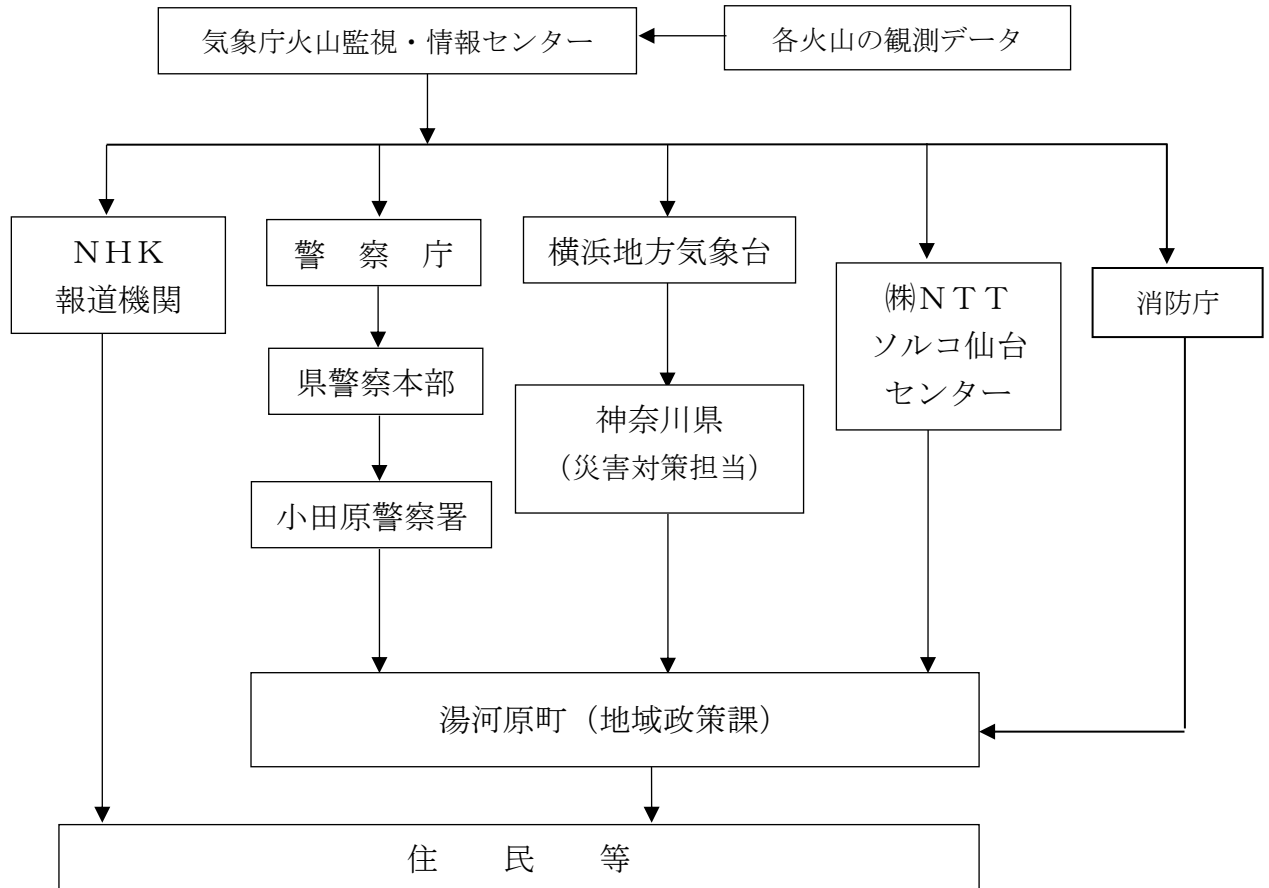
第4節 災害情報等の収集・伝達

火山災害が発生または発生するおそれがあるときの情報の収集・伝達については、「第3部 第2章 第1節 1 災害情報等の収集・伝達」に準じて行います。

なお、町は、气象台及び関係機関から最新の情報を収集するとともに、防災行政無線、公用車、ホームページ等の適切かつ効果的な広報を実施し、情報不足による住民の混乱防止に努めます。

また、気象庁火山監視・情報センターが発表した噴火警報及び予報について、町は所定の伝達系統に従い、情報を住民等へ速やかに伝達します。

火山に関する情報（噴火警報、噴火予報、解説情報等）の伝達系統



第5節 活動体制の確立

火山情報等に基づき、町は、災害対策本部など必要な体制を確立します。

また、火山災害では、火山噴火、火砕流、降灰など広範囲での対応が必要となるため、町は、県をはじめ関係機関等との連携体制を早期に確立します。

第6節 広報・避難対策

町は、国からの伝達に基づき、噴火時の避難、警戒範囲を設定します。また、降灰とともに大雨警報が発表された場合には、土石流が発生するおそれのある危険区域の住民に対して、避難の勧告等を行います。

火山噴火の状況により住民の避難が必要になったときの避難対策については、「第3部 第2章 第4節 避難所の開設・運営」に準じて行います。

さらに、町は、関係機関と協力し、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、降灰による健康被害防止、その他必要な事項について広報を実施するとともに、県及び関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、状況に応じて健康相談窓口を開設し、住民からの健康に関する相談を受け付けるなどの対策を実施します。

第7節 救助・救急、消火及び医療救護活動

富士山又は箱根山等が噴火したときには、噴出物による火災や負傷者が発生する可能性があります。このため、救助・救急、消火及び医療救護活動については、「第3部 第2章 第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」に準じて行います。

第8節 交通の確保

火山噴火のおそれがあるときや噴火したときは、避難活動等により交通渋滞等の混乱が発生することが予想されます。このため、町及び警察は、交通規制等により緊急交通・輸送に必要な道路を確保します。

交通の確保については、「第3部 第2章 第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準じて行います。

第9節 噴出物、降灰等の処理

火山噴火による噴出物や降灰等は、ライフラインや交通への障害や農作物への影響が起きるため、町は、各関係機関と連携し、噴石の除去、清掃などの応急対策や必要な支援を行います。

また、町は、降灰による被害が発生し、人命または財産の保護のため必要であると認めた場合は、他の市町村長に対し応援要請を行い、若しくは県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行います。

第3章 油流出等海上災害対策

第1節 計画の概要

船舶等の事故により、積載油等が大量に流出し又は流出するおそれがある場合、町は沿岸地域の自然環境、港湾及びその他沿岸地域の施設の保護を図るため、関係機関等と連携して応急対策を実施し、災害の波及防止及び被害の軽減に努めます。

第2節 防除資機材の整備

町は、油等が大量に流出したときに備え、防除資機材の整備に努めます。

第3節 災害情報等の収集・伝達

油流出等の災害が発生または発生するおそれがあるときの情報の収集・伝達については、「第3部 第2章 第1節 1 災害情報等の収集・伝達」に準じて行います。

第4節 三浦半島・相模湾排出油等防除協議会への参画

町は、「三浦半島・相模湾排出油等防除協議会」に参画します。

本協議会は、三浦半島及び相模湾周辺海域において、油等の排出事故が発生し又は発生のおそれがあるときの排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進するため、次の業務を行います。

- 1 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
- 2 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 3 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- 4 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

第5節 発災直後の情報収集・連絡

関係事業者等は、大規模な油流出等海上事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、速やかに海上保安庁第三管区海上保安本部に連絡しま

す。第三管区海上保安本部は、事故情報を県及び関係機関へ連絡し、県は、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、沿岸市町及び関係機関に連絡します。

町は、配備体制に入り流出及び被害状況等の情報を収集し、流出及び被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び関係機関へ連絡します。

また、油等が大量に流出し、または大量流出のおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、必要と認められるときは、被害が発生する前の警戒段階から、警戒本部等を設置して、県及び関係機関と連携して迅速・的確な対応ができる体制をとります。

さらに、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第二十三条に基づき、町災害対策本部を設置します。

第6節 沿岸住民への周知

町は、第三管区海上保安本部及び関係機関から最新の情報を収集するとともに、防災行政無線、公用車、ホームページ等により適切かつ効果的な広報を実施し、災害の状況等を沿岸住民に周知します。

第7節 避難対策

発災時には、町、第三管区海上保安本部及び県警察は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備情報の発表または避難の勧告、指示を行います。

第8節 救助・救急

警察及び町は、第三管区海上保安本部等と協力して救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

第9節 沿岸漂着油の回収

- 1 海上事故により大量の油等が流出した場合、事故の原因者は、防除措置を講じます。
- 2 町は、必要に応じて、排出された油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油の処理を行います。油等防除活動を行うために必要な油等防除資機材の調達を県へ要請し、県は、これを受けて、他の市町村及び都道

府県等に資機材の提供を求め、調整を行います。また、回収油等の一時保管場所の調査協力を行います。

3 排出油等の処理に当たっては、海洋環境の保全に配慮して行います。

第 10 節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会は、第三管区海上保安本部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。

第4章 大規模火災対策

第1節 計画の概要

町は、大規模火災の発生防止にかかわる各種事前対策を行います。

また、大規模火災が発生したときは、的確な火災対策を実施するとともに、住民や観光客等の安全確保のため、警察等関係機関と連携して避難誘導を行います。

第2節 事前対策

1 消防用設備等の整備、維持管理

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。

2 建築物の防火管理体制

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の建築物等について、消防法の規定により防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者又は防災管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

3 建築同意制度の活用

町は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

4 予防査察等による指導

(1) 町は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察時に防火安全対策について適切な指導を行います。

(2) 町は防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導します。

第3節 災害情報等の収集・伝達

大規模火災時の情報の収集・伝達は、「第3部 第2章 第1節 1 災害情報等の収集・伝達」に準じて行います。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

大規模火災時の救助・救急、消火及び医療救護活動は、「第3部 第2章 第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」に準じて行います。また、必要に応じて、町は、県に対して緊急消防援助隊の出動要請及び自衛隊の災害派遣要請の要求を行います。

第5節 避難対策

大規模火災の状況により住民の避難が必要になったときの避難対策は、「第3部 第2章 第4節 避難所の開設・運営」に準じて行います。

第6節 災害対策本部の設置

消火活動の長期化が予想される場合は、町は、災害対策本部を設置します。

災害対策本部の設置は、「第3部 第2章 第1節 4 災害対策本部の設置」に準じて行います。

第7節 交通の確保

大規模火災が発生したときは、避難活動等により交通渋滞等の混乱が発生することが予想されます。このため、町及び警察は、交通規制などにより緊急交通・輸送に必要な道路を確保します。

交通の確保は、「第3部 第2章 第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準じて行います。

第5章 林野火災対策

第1節 計画の概要

林野火災は、広範囲に及ぶことが多いため、町は、県、周辺市町、警察等の関係機関及び林業関係者等と連携して林野火災対策の推進を図ります。

第2節 事前対策

町は、県と協力してポスターの掲示、リーフレットの配布、山火事予防期間中の垂れ幕の設置等の啓発活動を行い、住民及び入山者等への林野火災予防思想の普及に努めます。

第3節 災害情報等の収集・伝達

林野火災時の情報の収集・伝達については、「第3部 第2章 第1節 1 災害情報等の収集・伝達」に準じて行います。

なお、町内及び隣接する市町で林野火災が発生したときは、町は、県と協力して火災の発生場所とその状況、風向き等の気象情報等を収集します。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

林野火災時の救助・救急、消火及び医療救護活動は、「第3部 第2章 第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」に準じて行います。また、必要に応じて、町は、県に対して緊急消防援助隊の出動要請及び自衛隊の災害派遣要請の要求を行います。

第5節 避難対策

林野火災の状況により住民の避難が必要になったときの避難対策は、「第3部 第2章 第4節 避難所の開設・運営」に準じて行います。

第6節 災害対策本部の設置

消火活動の長期化が予想される時は、町は、災害対策本部を設置します。

災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 4 災害対策本部の設置」に準じて行います。

第7節 交通の確保

林野火災が発生したときは、避難活動等により交通渋滞等の混乱が発生することが予想されます。このため、町及び警察は、交通規制などにより緊急交通・輸送に必要な道路を確保します。

交通の確保は、「第3部 第2章 第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準じて行います。

第8節 二次災害の防止

町は林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めます。

